

電気自動車等の整備業務 における特別教育を実施します！ (低電圧講習)

近年、電気を動力源とする自動車（BEV・PHEV・HEV）の保有台数は、年々増加しており、これら車両の普及を鑑みると、整備業務に対する需要は今後さらに増すと考えられます。このことから、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第59条第3項、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第36条第4号の2及び労働安全衛生特別教育規定（昭和47年労働省告示第92号）第6条の2に基づき実施する「特別教育」にて、これら車両の構造や作業に伴う危険・有害性について理解し、労働災害を防止することが望まれています。

つきましては、この労働安全衛生法に基づく「特別教育」に相当する「電気自動車等の整備業務における特別教育」を下記のとおり開催します。

なお、この講習の修了者には、「特別教育修了証」が交付されます。

記

1. 講習名 電気自動車等の整備業務における特別教育（低電圧講習）
2. 講習日時 令和8年7月23日（木） 9：00～17：00まで
3. 講習場所 自動車整備振興会 2階学科教室
4. 定員 30名 ※受付順で定員になり次第締め切ります。

※1事業場あたり5名までの申込とし、定員に空きがある場合は受入れいたします。

※申込者が少数の場合、開催を中止する場合があります。

5. 受講料 3,300円（税込） テキスト代 1,650円（税込）
6. 受付期間 令和8年7月6日（月）～7月10日（金）まで

お問い合わせ先：教育課 098-877-7065 音声ガイダンス2番